

(様式第2号)

福祉サービス第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

公益社団法人岡山県社会福祉士会

②施設・事業所情報

名称：倭文保育所	種別：保育所	
代表者氏名：上段 昌子	定員（利用人数）：60名	
所在地：津山市里公文1754-1		
TEL：0868-57-3021	ホームページ： http://www.shitorihoikusyo.jp	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：2011年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人江原恵明会・津山市		
職員数	常勤職員：20名	非常勤職員：3名
専門職員	所長：1名(保育士)	栄養士：1名
	主任保育士：1名	調理師：1名
	保育士：13名	事務員：1名
	看護師：1名	公認心理師：1名
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)
	乳児室・ほふく室各1室(すみれ組：0・1歳児クラス) 保育室4室(もも組：2歳児クラス、きく組：3歳児クラス、ばら組：4歳児クラス、ゆり組：5歳児クラス)	遊戯室(ホール)、調理室、事務室、医務室、相談室については各1室、教材庫2室、プール1ユニット

③理念・基本方針

<法人としての基本理念>

当法人の理念は「広義の福祉」を展開することです。高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉と多岐にわたる分野で、出来る限り多くの人々にご利用いただける、バランスのとれた福祉施設を提供することです。

東日本大震災を受け、「安全・安心の国、日本」という神話が根底から崩れ、防災を含めあらゆる分野での見直しが必要となってきました。福祉の分野においてもやはり、見直しが迫られるところです。

高齢者・児童・障害者の福祉ができるだけ縦割りにならぬよう、母体である病院とも連携を強め、広義の意味での福祉を展開していきたいと思っております。

<法人としての基本方針>

個々の事業所が独立採算性を保つことは言うまでもありません。しかしながら、その時々、政治的、或いは大災害のような不測の事態によって、独立した採算の維持が困難となるケースも想定に入れておく必要があります。

当法人においては、それぞれの施設が課せられた業務を真摯に捉え、鋭意努力していくことは当然のことながら、多岐にわたる事業展開により、法人全体の確固たる経営基盤を築いて参りたいと思っております。

<倭文保育所としての保育理念>

すべての子どもが、健康な心と身体を育み、豊かな情操と賢さを身につけ、命と自然を尊び、自信をもって他者との信頼のなかに生きることがをめざす。

<倭文保育所としての保育方針>

心豊かで生き生きとした子どもを育てる。

<倭文保育所としての重点保育目標>

- ・自分のことは自分でできる子ども
- ・よく遊び友達となかよくできる子ども
- ・自分の思いが言え、人の話が聞ける子ども
- ・感動し、考え、工夫する子ども

④施設・事業所の特徴的な取組

現在、社会が求める保育の実情を鑑み、英会話教室やリズムジャンプ指導の実施や特別な配慮が必要な子どもを支援するタケヤリ教室(発達支援)、延長保育やCoDMONやラインワークスなどのICTの活用などが行われています。また、地域活動では、地域の老人会とのふれあい事業や読み聞かせの外部ボランティアの活用、小学校との交流や近隣中学校の職場体験の受入などを実施しています。自然豊かな環境であることを強みとし、季節感を大切にした保育を行う一方、急激な温度変化を抑えた芝生の運動場の活用は全国的にも珍しいです。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2023年8月1日（契約日） ～ 2024年1月31日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（2018年度）

⑥総評

◇特に評価が高い点

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

法人としての基本理念、基本方針はもちろんのこと、受審施設として独自の保育理念、保育方針、保育目標が設定されています。これらは、職員が普段休憩する事務室に掲げられるとともに施設長が中心に職員会議やその他の場面で周知を図っています。一方、保護者に対してはパンフレットに「わたしたちのメッセージ」や「保育方針」、ならびに「法人のメッセージ」として平易な表現で掲げられるとともに、保護者会総会で周知を図っています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

2018年度から施設長が主導で実施されているリズムジャンプ指導プログラムはその後広く定着しており、施設長中心に、複数の職員が実施するようになっていきます。一方、毎週2回開催される英会話(教育機関で経験のある外国人講師を招聘)も定着しており、受講する子どもたちの楽しさが笑顔を通じて感じる事が出来ました。また、特別配慮が必要な子どもへの療育指導に位置づけられるタケヤリ教室も定期的に関われ、子どもにとっての最善の保育は何かを考え行動されています。

加えて、地域の福祉ニーズに根づいた社会資源の開発と活用が行われています。事業所の近辺で開催される文化祭等のイベントに参加したり、保育・教育に係る運営委員会に積極的に参加しています。また、地域ふれあい事業として老人会の方を受審施設に招いたりしています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

標準的な保育の実施方法が確立されています。指導計画は保育ネットワークサービス「CoDMON」を利用した情報管理が行われています。変更の少ない「保育の内容に関する全体的な計画」や「保育年間計画」と月案は前年度分を活用して更新を行い、連絡帳や週案など変更が多い文書については手書きにするなど、デジタルとアナログの区別が行われています。保護者からの意見は適切に対応がされ、文書化も行われています。危機管理についても、保護者も参加して防災訓練を行ったり、事業所独自でヒヤリハットマップを作成するなど、防災や事故防止策が適切に実施されています。

評価対象A 福祉サービス内容評価基準

自然に囲まれた静かな環境の中で、一人ひとりの子どもの成長に配慮しながら、食や健康、安全、家庭、地域など、様々な要素を総合的に踏まえ保育実践が行われています。子どもたちに愛情を注ぐと同時に保護者との信頼関係も大切にしながら、冷静に様々な配慮を要する状況に向き合い、適切な保育がなされています。施設内外やwebの研修、あるいは職員同士で学び合う機会を持ち、保育の質を向上させる取組がしっかりとなされています。

◇改善が求められる点

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

法人全体として中・長期計画が作成され、公用車を含めた設備に関すること、人材確保に関すること(資格手当などの処遇、紹介制度)などが明文化されています。但し、受審施設独自の計画策定はされておらず、5年後を見据えたビジョンの早急な策定が求められます。また、法人本部のホームページにある情報公開のページでは、掲載されていません。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

職員のヒアリングや自己評価結果からも業務をこなすことに精一杯であり現時点で休暇を取得しにくい環境であることが伺えます。今一度各自の業務量と各自の業務の効率性を再評価し、できる限り効率的に業務が遂行でき、働きやすい職場となるよう「目標管理制度」と法人本部の人事考課、各自の自己評価結果の三位一体となった評価制度の構築も一案として検討され、今以上に頑張った職員が報われる仕組み作りを法人本部とともに検討されることを望みます。また、今後益々ICTの活用は進むことが予想されます。ラインワークスについては法人からの使用マニュアルは配布されていますが、これを機にICT関連のマニュアルの整

備、更新を進めて行かれることを望みます。

また、受審施設全体で地域参画を行っていることをきっかけとして、今後は施設長自らが地域の施設で保育に関する講演会を行うなど、より専門的視座から地域に住む子どもや保護者のさらなるニーズ掘り起こしに向けた取り組みを期待します。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

指導計画や保護者対応など前回の評価から大きな改善が見られます。一方で、情報通信技術における子どものプライバシー保護に関しては文書が確認できませんでした。職員へのヒアリングからも一部プライバシー保護について理解の必要性が感じられないことから、ICTに関わるプライバシー保護規程の作成と職員への周知徹底が望まれます。

また、苦情解決に関する公表が法人のホームページにて行われていますが、保護者への周知までは至っていません。今後、保護者会などで法人ホームページにて公表が行われている旨を伝えてみてはいかがでしょうか。

評価対象A 福祉サービス内容評価基準

前回の評価後、職員会議の効率化を図り、時間の短縮を実現された実績をふまえ、今後も継続した業務の効率化や簡略化を図られることを期待します。施設長をはじめ、受審施設の職員の方々が、一日一日を子どもたち一人ひとりに心を配り、真摯に向き合われていることが伝わってきました。同時に、職員の皆さんの取組が疲弊を生んでしまうことのないよう、省力化できる業務や書類があれば、積極的に簡略などされ、施設長を含め職員の方々が少しゆとりを持てるようになる取組を期待します。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度は、第三者評価にて多くの評価、適切なお助言、ご指導を頂き感謝しております。前回ご指導いただいたことの多くを職員が一丸となり取り組むことで、倭文保育所のスキルアップに繋げることができました。前回の評価後より新型コロナウイルス感染症が流行し、感染症拡大防止と子どもの安心・安全を考え業務に多くの変動がありました。保育内容、行事の見直しと縮小、職員の当番の回数の増加等、子どもたちが三密にならないように手立てをし、保護者ともコミュニケーション不足にならないよう心掛けてまいりました。約3年間のコロナ禍は子どもたちと落ち着いた雰囲気の中で職員もゆとりを持つことができ、子どもたちと向き合う時間が増えました。その反面、書類作成等については、時間が益々取れなくなりました。新型コロナウイルスが「五類感染症」となった今、以前のような勤務態勢に戻したいところですが少人数職員でありながらそこから得た子ども達とゆったりとかかわる時間は良かったようです。そんな中で、今回の第三者評価の結果報告はとても学びの多いものとなっております。今後は、行事等を元に戻すことだけを考えるのではなく、「倭文保育所で長く勤めたい」と思えるように職員の定着率を向上させるために数々の課題に取り組み、業務の効率化や簡略化を図り、書類作成等の負担軽減に努めていきたいです。次回の第三者評価に向けて、改善が求められる点を参考にOne Teamでさらに邁進してまいります。

⑧第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>法人としての基本理念、基本方針はもちろんのこと、受審施設として独自の保育理念、保育方針、保育目標が設定されています。これらは、職員が普段休憩する事務室に掲げられるとともに施設長が中心に職員会議やその他の場面で周知を図っています。一方、保護者に対してはパンフレットに「わたしたちのメッセージ」や「保育方針」、ならびに「法人のメッセージ」として平易な表現で掲げられるとともに、保護者会総会で周知を図っています。引き続き周知の努力を進めるとともに、定期的な内容の検討をお願いします。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営を取り巻く環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>津山市から委託されて間もない前回から課題となっていた受審施設独自の取組について、後述の地域活動や保護者対応、特別配慮が必要な子どもへの対応等を通して構築しようとする姿勢が見られます。また、施設長は定期期に法人関連施設の所長が参加する会に出席しその内容を把握し、各職員に職員会議を通じて共有されています。</p>		
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>評価項目Ⅰ-2-(1)-①で述べたように、引き続き地域の中で受審施設のことをより理解してもらえよう取り組んでいくこと、人材の確保と養成が課題としてあがりました。これらのことは法人の関係会議で共有するとともに、職員会議で周知されています。この事実は、施設長のヒアリング、職員のヒアリングでも確認出来ました。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人全体として中・長期計画が作成され、公用車を含めた設備に関すること、人材確保に関すること(資格手当などの処遇、紹介制度)などが明文化されています。但し、受審施設独自の計画策定はされておらず、5年後を見据えたビジョンの早急な策定が求められます。また、法人本部のホームページにある情報公開のページでは、掲載されていません。</p>		
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>評価項目 I-3-(1)-①で述べたように、設備面と人材面での中・長期計画は策定されているものの、受審施設独自の中・長期計画が策定されていないことから、事業計画は法人の理事会等で承認されているものの、必ずしも事業計画が中・長期計画を踏まえたものとは言えません。重複しますが、今後5年の受審施設としての方向性や職員像を明確化していく作業を進めていかれることを望みます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は毎年2月に各職員で協議し、職員会議で決定され、法人本部で承認されます。承認された内容は、新年度職員に配布される冊子一式*に含まれるとともに、職員会議で周知されています。事業計画の様式は、法人全体で決定されたものに従い作成されていますが、その内容は毎年「研修・講習計画書(案)」を除き、ほぼ同じ内容となっています。今後は、新たに「重点項目」の設定をするなど、単年度に特に取り組みたいことなどの設定についても検討されることを望みます。その他の計画については、適切に策定されていました。</p> <p>*新年度に配布される冊子一式には事業計画のほか、食育や保健に関する各計画、緊急連絡網、組織図、クラス名簿などが含まれています。</p>		
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、保護者会や入所式で説明がされています。それに加え、受審施設の入口にしおりなどの関係書類とともに常備され、いつでも閲覧できるよう配慮されています。加えて、法人本部のホームページにある情報公開のページでも公開されています。今後は、既に導入されているCoDMON*を利用した閲覧方法の工夫も検討されることを望みます。</p> <p>* CoDMONとは、入退室管理・保護者連絡・請求業務・シフト管理などを一体管理する学童保育向けICTサービスです(株式会社コドモンホームページより https://www.codmon.com/)。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>「保育所における自己点検・自己評価」が実施されるとともに、津山市が行うアンケートにより保育の質向上に向けた点検・評価が行われ、職員で共有されています。また、2023年度の福祉サービス第三者評価受審を機に、本評価基準をもとにした自己評価に取り組み、グループワークをもとにした振り返りが行われています。今後も保育の質の向上に向けた姿勢を維持して頂ければと考えます。</p>		
I-4-(1)-②	評価結果に基づき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>前回の第三者評価で指摘のあった意見箱設置の工夫や各職員への必携書類一式の入ったファイルの準備など、改善すべきことに対し積極的に取り組む姿勢は目を見張るものがあります。また、前回から課題となっていた地域における受審施設としてのアイデンティティの確立については、後述のように地域に積極的に働きかけることで、実現されつつあります。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>運営規程をはじめ組織図、役割分担表において、施設長は自らの役割と責任を広く表明しています。施設長が何らかの理由で業務を遂行できない場合の代理業務についても、主任保育士がその任を遂行することが確認出来ました。今後は、受審施設のホームページや広報誌(保育所だより)を含め、今後整備を進めるSNSやICTを活用した表明を望みます。</p>		
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長として必要な人員配置基準や施設基準などの理解が深く、受審施設外の研修(施設長研修等)にも積極的に参加、受講することで、知識・技術を磨いています。また、評価項目 I-4-(1)-②で述べた地域への積極的な関わりのため、小学校をはじめ町内会やPTAとも連携を図るとともに、少子化を背景とした小学校の統合に関する話し合い「学校運営協議会」の役員も務めています。加えて、津山市保育協議会の理事も務めており、これらの経験から日頃の子どもの健康や子育て支援に積極的に取り組んでいます。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 2018年度から施設長が主導で実施されているリズムジャンプ指導プログラム*はその後広く定着しており、施設長中心に、複数の職員が実施するようになっていきます。一方、毎週2回開催される英会話(教育機関で経験のある外国人講師を招聘)も定着しており、受講する子どもたちの楽しさが笑顔を通じて感じる事が出来ました。また、特別配慮が必要な子どもへの療育指導に位置づけられるタケヤリ教室*も定期的に開かれ、子どもにとっての最善の保育は何かを考え行動されています。</p> <p>*英会話に代表される教育の中にリズムジャンプを取り入れる考えは、福祉先進国であるデンマークにおいて、2014年度より国の政策として取り入れられています。 *タケヤリ教室は、特別配慮が必要な子どもへの療育指導のため、定期的に公認心理師の資格を持った職員に来てもらい子どもに指導してもらうと同時に、その過程や内容をその他職員と共有し日頃の保育に活かす取組です。</p>		
II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・㉒・c
<p><コメント> 津山市から業務委託を受けている関係で、設備や備品などの更新や新規購入に関しては施設長が自ら津山市に粘り強く働きかけることで実現しています。また、ICT導入の1つであるCoDMONの利用や活用については、定着しつつあり、コロナ禍の保育で何ができるのか模索する毎日であったと確認しています。また、保護者の要望に応えようとCoDMON内のファイル共有を活用した保育の様子を撮影した動画の配信は、工夫された特筆すべき取組です。このように、今回新たに法人本部によって整備されたラインワークス*の導入にのよう、今後益々ICTの活用は進むことが予想されます。ラインワークスについては法人からの使用マニュアルは配布されていますが、これを機にICT関連のマニュアルの整備、更新を進めて行かれることを望みます。</p> <p>*ラインワークスとは、使い慣れたラインのようなチャット形式の仕様のまま業務に使用できるアプリケーションです(ラインワークスホームページより https://line-works.com)。</p>		

II-2 福祉人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 人材の確保・定着に関する具体的な計画や取組に関しては、法人本部が一括して行われていますが、受審施設としての計画や要望については、施設長を通じ適宜伝えています。処遇改善や人員配置、人材養成を考え後述するキャリアアップ研修へ積極的に職員を派遣できています。但し、職員とのヒアリングで人材不足などの課題が聞かれ、必ずしも実を結んでいないのが現状です。評価項目 I-3-(1)-①で述べたように、中・長期計画に盛り込まれた紹介制度が今後スムーズに機能することを待ちたいと考えます。</p>		

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・⑥・c
<p><コメント> 総合的な人事管理は法人本部において行われています。複数の事業所・施設を有しているため、人事交流はありますが、受審施設においては年2回本人の要望を聞く機会を設け、なるべく本人の要望に対応するよう努めています。今後は、後述の「目標管理制度」と法人本部の人事考課、各自の自己評価結果の三位一体となった評価制度の構築も一案として検討され、今以上に頑張った職員が報われる仕組み作りを法人本部とともに検討されることを望みます。</p>	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・⑥・c
<p><コメント> 年次有給休暇の平均取得日数は、2021年度が11.8日、2022年度が14.0日で全国平均の10.9日(2022年度)*よりも多くなっているのに対し、2023年度は11月時点で4.4日となっています。職員のヒアリングや自己評価結果からも業務をこなすことに精一杯であり現時点で休暇を取得しにくい環境であることが伺えます。今一度各自の業務量と各自の業務の効率性を再評価し、できる限り効率的に業務が遂行でき、働きやすい職場となるよう検討されることを望みます。一方、育児休暇については実績があり、休暇中の職員が定期的な来所とICTによる情報共有により、職場復帰した際の不安を軽減する取組が進められています。</p> <p>*厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」 (https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/23/index.html)より引用しています。</p>	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント> 評価項目 II-2-(1)-②で述べたように、年2回個人面談を行い、本人の要望や施設長から各職員への要望を伝える取組が行われているものの、各自がどの程度成長したのか各自が設定された目標がどの程度達成されたのかまで確認出来る取組はされていません。評価項目 II-2-(1)-②で述べたように、システムとしての「目標管理制度」の構築を望みます。また、前述の通り各職員へ施設長から目標を伝えるのに加え、「期待する職員像」を明文化、明確化し、事業計画の研修・講習計画書の最初に示すことで、各職員にとって進むべき方向性がより明らかになると考えます。検討されることを望みます。</p>	
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	⑥・b・c
<p><コメント> 研修は、受審施設内外とも積極的に参加・開催されています。具体的には、毎年施設外は約30研修、施設内は約8研修参加もしくは開催されていることが事業報告や復命書で確認出来ました。2023年度は11月時点で、既に33回を数えています。また、保育士等キャリアアップ研修は、8科目の何れもまんべんなく受講され、受講基準は副主任以下で各自の業務内容や今後受講が必要な職員を基準に施設長が研修を選択し、受講を決定されています。今後は、受審施設独自もしくは法人全体としてのキャリアアップのプロセス図を作成し、それをもとにした人材養成を検討されることを希望します。</p>	

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント> コロナ禍の期間、加えて忙しい日常の中受審施設では受審施設外の研修も積極的に参加されていました。その理由は、CoDMONのWeb研修を活用した取組です。このことが実現する根底には、職員一人ひとりの知識や技術、保育に対する価値や姿勢を向上させようとする思いがあるからと確認出来ました。CoDMONによるWeb研修では復命書記載で対応し、他の職員も学べるよう工夫されています。また、職員会議に参加しない職員を含めた小グループによる研修、例えば「入れ間違いの防止について」や「食事の下膳について」、「保護者送迎対応について」や「危機管理における用具・器具の確認について」なども開催され、常に保育の質の向上を全体として取組もうとする姿勢が見られます。新人職員については、評価項目 I-3-(2)-①で述べた新年度職員に配布される冊子一式や「共通支援シート」を活用した研修が行われ、約2年はフリーや副担任の立場で業務を担ってもらいながら、保育に対し総合的な視点を身につけさせる工夫がなされています。</p>	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント> 毎年、岡山県保育士養成協議会の打合せに参加し、実習生の受け入れに協力しています。具体的には、2022年度は1名、2023年度は1名の保育実習の受け入れ実績があります。実習受入によって、保育士の採用につながったケースもあります。また、近隣の中学校から毎年3名程度の職場体験実習の受入をしています。加えて、社会福祉協議会が主催する夏ボラに登録し、ボランティア活動も含め、外部からに対し学びの場を提供しています。なお、保育実習については手引きを事前に作成しています。</p>	

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 前述の通り、受審施設の玄関には事業計画や事業報告、各種規程や各種マニュアルが常備され、いつでも閲覧できるようになっています。加えて、苦情解決の仕組みや第三者委員、運営適正化委員会の情報も掲示されています。また、保護者の送迎する際の動線上には、1週間の保育内容について掲示するいわゆる「見える化」の取組がされ、保育者が子どもに対し行われてきた保育サービスを一目で確認できるようになっています。ホームページにおいては、法人本部のページに情報公開のページが設けられ、理念や基本方針はもちろんのこと、事業計画や事業報告、苦情解決に関すること(解決内容や回答を含む)なども公表されています。今後も、求められる情報を適切に公表されることを望みます。但し、受審施設のページにおいて、「インフォメーション」の更新がほとんどされていません。検討をお願いします。</p>	

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 公認会計士による外部監査が行われるとともに、定期的に内部監査が行われ、受審施設として毎月会計報告を行っています。また、経理規程など経理に関するルールも整備され、事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確となっています。</p>	

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c	
<p><コメント> ふれあい地域交流事業として地域老人会と交流がされており、交流事業に関する記録が文書化されています。運動会ごっこや発表会ごっこは老人会に案内を送付しており、玄関には地域の行事や活動についてのパンフレットが自由に閲覧、持ち帰ることが出来るスペースが設けられています。保護者とは、一緒に交通安全教室を企画したり、地域の祭りに子どもが参加したり、文化祭への作品出品等を行っています。</p>		
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c	
<p><コメント> ボランティアについての規程があり、文書の中ではボランティアの心構えや個人情報についての誓約書、同意等が明記されており、ボランティアの基本姿勢が明文化されています。施設長は地域小学校の運営協議会設立準備委員会や評議員会に参加したりするなどして地域との連携を図っています。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c	
<p><コメント> 近隣病院の病児保育の開始など、保育サービスに関するパンフレット等、地域の保育に関する資料を集約して職員に回覧しています。特別に配慮が必要な家庭や子どもについては、行政に近況報告として文書で通達を行ったり、子ども子育て相談室を通じて地域の保健師や児童相談所の巡回を受け入れるなどしています。また、保護者の日々の子育ての悩みに対応するため、重要事項説明書に同法人内に子育て支援センターが設置されている旨を明記するとともに、ホームページでは育児に関するお問い合わせの案内もされています。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉗・b・c
<p><コメント> ホームページに延長保育や発達障害児の受け入れについての掲載があります。現在、受審施設では、地域で保育所がなかなか決まらない日本語の話せない子どもを受け入れたり、特別に配慮が必要な家庭の子どもを受け入れて、子どもの保育とともに家庭支援を行っています。また、津山市の5歳児健康調査事業として、小学校入学前の子どもの地域課題を把握する取り組みに参画しています。</p>		
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a・㉘・c
<p><コメント> 評価項目Ⅱ-4-(2)-①で述べたとおり、施設長は地域の委員会や勉強会に参加したり、地域住民のイベントに顔を出して交流を深めるなどして生活課題の掘り起こしに努めています。地域資源の調査を目的に、施設長が職員に呼びかけて倭文地域の史跡散策イベントに参加したり、地域住民が開催するイベントに参加しています。また、地域に住む子どもや保護者のために、保育所で地域支援活動(なかよし会)などの取り組みも行っています。受審施設全体での地域参画を行っていますので、今後は施設長自らが地域の施設で保育に関する講演会を行うなど、より専門的視座から地域に住む子どもや保護者のさらなるニーズ掘り起こしに向けた取り組みを期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解を持つための取組を行っている。	㉗・b・c
<p><コメント> 理念や基本方針は事務所に掲示され、ホームページにも掲載されています。新年度職員に配布される冊子一式や入所のしおりにも保育の基本指針に関する記載があります。また、保護者には保護者会で保育の実施方針が示されています。職員会議では特に配慮が必要な子どもや家庭についてのケース会議を行っています。</p>		
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・㉘・c
<p><コメント> 前回の第三者評価での指摘を受けて、トイレ前の窓から施設内が見えない工夫をしたり、衣服の着脱の際にはパーティションを活用したりして子どものプライバシーに配慮しています。子どもや職員の個人情報管理している管理システムCoDMONでは、職員と保護者の閲覧可能情報が適切に管理・制限されています。毎日の子どもの入退所には、他人の連絡帳や持ち物の入れ違い防止のため、必ず職員が確認を行いながら受け渡しを行っています。ラインワークスも職員同士の意思伝達ツールとして使用していますが、プライバシー保護について課題があるようです。ラインワークス使用についての規程文書を用いて、職員会議等で再度周知徹底を図ってみたいかがでしょうか。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p><コメント> ホームページやパンフレットを用いて、受審施設の特徴を入所面接時に利用希望者に伝えています。見学はいつでも受け入れる体制が整っており、当日の見学も可能との事でした。利用状況や空き状況について、毎月津山市や定期的に岡山県などに情報提供を行っています。</p>		
	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p><コメント> 入所式の際、子どもに受審施設のルールや日常生活について説明されています。特に子どもへの利用開始説明については、慣らし保育の後に歓迎会を開催して、小さな子どもでも理解できるよう、年長の子どもの行事などの写真を用いて、入所する子どもに説明するなど工夫されています。また、必要に応じて園だよりやCoDMONの一斉配信機能、受審施設内の掲示物などで入所に関する情報提供を行っています。</p>		
	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 他園に変わる子どもについては引継ぎ文書を作成しており、詳細に記録がされています。施設長同士が顔見知りの場合は、文書だけでなく直接施設に出向いて情報提供する場合もあるとのことです。入所のしおりには、同法人内にある子育て支援センター窓口の案内がされており、保育所変更後も継続的に地域の保護者が子育ての悩みについて相談できる体制が整えられています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 毎年、利用者への満足度調査を行っています。アンケートの意見は会議で検討されて改善が図られています。コロナ禍では、受審施設の様子を知りたいという意見からYoutubeで施設内の様子を保護者に公開する取り組みを行っています。施設長や主任は保護者会役員会に出席しており、遊具の修繕や保護者会で企画するイベントの情報共有をすることで、保護者からの要望に適切に対応しています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㉒・c
<p><コメント> 苦情があった際は迅速に対応して全職員に周知する様子が苦情報告書に記録されていました。保護者からの意見や苦情は第三者委員に提示して、提案や改善策を聴取した記録がありました。保護者の意見や苦情は対象の保護者に必ずフィードバックされており、丁寧に対応されています。一方で、苦情の公表については事業所単体ではなされていません。法人のホームページで公表されている旨を保護者会等で伝えてみてはいかがでしょうか。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㊦・b・c
<p><コメント> 意見箱が複数力所に設置されています。前回の評価を受けて、各意見箱の横に紙とペンが設置され、すぐ意見を書けるように改善されていました。保護者へのアンケート調査では「職員同士の関係性がよく声をかけやすい」や「担任クラス以外の先生も様子を心配して声をかけてくれる」などの意見がありました。玄関にはクラス担任の写真を掲示して、子どもの担当の先生の顔が分かるように配慮されています。</p>	
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㊦・b・c
<p><コメント> 意見や苦情はその場で対応している様子が苦情報告書から確認できます。連絡帳でのやり取りの中でも、気になる記載があれば職員会議で共有して対策を立てています。新年度職員に配布される冊子一式には、待遇マナーに関する資料などが含まれており、研修も開催されています。相談や意見に迅速かつ丁寧な解決が行われるよう体制が整えられています。</p>	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊦・b・c
<p><コメント> ヒヤリハット・事故報告書は課題を抽出するとともに具体的な改善策が検討され、適切に運用されています。ヒヤリハットが発生した場所を抽出した「ヒヤリハットマップ」を独自に作成しており、事故が発生しやすい場所の把握に努めています。危機管理マニュアル・保育安全計画と共に、事故防止委員会が設置され、委員会は3カ月に1回定例会を行っています。また、職員は研修やオンライン研修(CoDMON内コンテンツを含む)で重大事故防止の研修等に参加しています。</p>	
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント> 感染症予防・発生時の対応に関する資料は全職員に配布され、感染症対策会議が開催されています。また、保健計画が作成され、職務分担表にて感染症発生時の責任の明確化もなされています。各クラスには空気清浄機が設置され、洗面所には手洗いの仕方や嘔吐物処理方法が掲示されています。食事介助時には職員は使い捨てのビニール手袋を着用して感染防止に努めています。感染発生時は必要に応じてパーティションで動線を区切ったり、療養室で看護師が対応するなどしています。</p>	
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	㊦・b・c
<p><コメント> 防災計画が策定され、火器取締り責任者を明記する等、災害発生時の役割や災害別の対応方法等が策定されています。緊急連絡網も全職員に配布されています。防災訓練は年間計画され、毎月様々な災害を想定した防災訓練が行われています。保育所だよりを通じて、保護者が参加する訓練等も実施されています。</p>	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「保育の内容に関する全体的な計画」や「保育年間計画」などを全職員に配布しています。週案や月案は個別に作成されており、児童表は生活歴等のアセスメントをもとに作成されています。必要に応じてCoDMON内の指導計画フォーマットを利用した業務の効率化が図られています。一方で、具体的な指導方法や子どもの特性に応じた支援方法などのマニュアルは確認できませんでした。職員自己評価においても「職員によって保育士の考え方にニュアンスの違いがある」との意見がありました。全国保育士会や市販されている資料等を利用して、新年度職員に配布される冊子一式に追加して意識統一を図ってみてはいかがでしょうか。</p>		
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年度末の会議にて全職員で実施方法の見直しが行われています。また、必要に応じて施設長、主任、副主任が保護者のアンケートや日々の意見を取り入れながら改善に取り組んでいます。実施方法が見直された際は、職員全員に文書にて通知して個人ファイルを更新するよう促しています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントに基づく指導計画を適切に作成している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>看護師や栄養士も含めて、全職員で子どもや保護者の思いを反映できるよう話し合いが行われています。作成した指導計画は施設長、主任、副主任が確認しています。指導案作成の際の記入方法については、表現を統一出来るよう文書化しています。また、気になる子どもは職員会議でケース会議を開いています。</p>		
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年2月に「保育の内容に関する全体的な計画」と「保育年間計画」が見直されCoDMONで全職員に共有されています。月案や週案は、毎月主任や副主任の見直しと施設長の確認が行われています。週案には振り返りをする欄が設けられており、担当職員が振り返りを行うことで次の指導計画の作成に活かされています。</p>		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
<p><コメント> 統一した様式での記録がされています。早急な対応が必要な場合は、会議等で全職員が周知できるよう変更した内容を記録として残しています。書類は全職員が閲覧可能で、紙媒体は回覧、ネットワークではCoDMON、V-CUBE*、ラインワークスを利用した情報共有が行われています。</p> <p>*V-CUBEとは、Web会議やテレビ会議、クラウドPBX等の製品提供を通じて、テレワークの定着実現と共に、企業内外でのコミュニケーション改革を支援し、生産性の向上・業務効率化を実現する仕組みの総称であり、受審施設では施設長と法人本部、法人内の保育施設での会議などで活用されています。(V-CUBE GROUPホームページより https://jp.vcube.com)</p>		
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㉠・c
<p><コメント> 施設長は保管期間について理解しています。入所面接では個人記録ファイル等は事務所に集められており、閉園時には施錠がされています。一方、評価項目Ⅱ-1-(2)-②にもある通り、ICTに係る情報管理、プライバシー保護についての文書を作成されることを望みます。職員ヒアリングからも、プライバシー保護の周知の必要性がみられました。会議や研修等で周知徹底してはいかがでしょうか。</p>		

評価対象A 福祉サービス内容評価基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	㉠・b・c
<p><コメント> 「保育の内容に関する全体的な計画」が子どもや家庭の状況および子どもの発達過程、地域の実態などを考慮し作成されています。受審施設での入所期間中において、保育の目標を達成できるように受審施設の社会的責任や人権の尊重はもとより、食育や養護、教育、家庭や地域との繋がりなど、受審施設での生活を細部にわたり総合的に捉え、一貫性のある計画になっています。また、計画は保育に関わる全ての職員が参画し作成され、定期的な見直しも同様に、保育に関わる全ての職員が参画されています。</p>		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>室内は自然の光が多く取り入れられており、床や壁は木の温もりが感じられ、明るい印象になっています。家具の配置の工夫や用具の整理などが十分になされており、手洗い場やトイレなども子どもが清潔かつ安全で安心感をもって生活ができるよう、点検チェックリストを用いて定期的に環境を整える取組がなされています。また、専門業者による害虫駆除や清掃も定期的に行われています。室温や換気への配慮に加え、空気清浄機を各部屋へ設置し、心身の健康や子どもが安心してくつろげるような環境が整えられています。受審施設内の全ての箇所において、それぞれ危険な箇所を職員で共有し、対策マニュアルを作成したり、新たな気づきや対応策を職員で共有したり、安全な環境づくりのための取組が行われています。</p>		
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達過程や家庭環境など、一人ひとりの子どもの状態が関係職員によってきめ細かく把握されており、一人ひとりの子どもについての情報をファイリング、整理し、適切に管理がなされています。そして、子どもの内面や欲求、気持ちなどにきめ細やかに配慮した援助の記録がされており、職員間での共有や共通理解がなされています。指導計画も一人ひとりの子どもを受容するためのそれぞれの年齢に応じた細やかな援助の内容および目標となっています。せかず言葉や制止させるような言葉を必要以上に用いないよう、職員同士で互いの状況に目を配りつつ、子どもに対しゆとりをもった関わりが行えるよう、全職員で互いに助け合いながら日々の保育が行われています。</p>		
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達状況や家庭での生活状況を考慮したうえで、基本的な生活習慣が身に付けられるよう、職員がさりげなく見守りながら援助がなされています。一人ひとりの子どもに関する家庭での生活の状況や生活のリズムを保護者からの聞き取りにより把握し、それらの情報を関係職員で共有し、基本的な生活習慣が習得できるよう、それぞれの子どもに応じた分かりやすい方法ややり方を示すよう取組がなされています。子どもの成長や頑張っていることなど、保護者と情報交換をしながら、子どもには自分でできた達成感を味わえるよう、認め励まし、喜びを共有するなどの援助が行われています。</p>		
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉖・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設の立地を活かし、身近な自然に触れたり、地域の方々と関わったりなど、子どもたちが主体的に自然や社会に関わることができるような機会や取組が行われています。散歩や戸外あそびで自然に親しむことはもとより、自発的に自分の好きな遊びを選ぶ機会を設けたり、大なわとびへの取組、ラジオ体操の毎朝の継続、「チャレンジ ランキング 岡山」へ登録し、体を動かす運動への新たな取組、地域で行われる祭りでの踊りの発表、地区のミニ発表会での自分たちが作った作品の展示など、子どもが主体的に活動・挑戦をして、満足感や達成感を共有することができるよう様々な働きかけが行われています。</p>		

A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者から家庭での様子を聞くとともに、受審施設での様子を職員から保護者に細かく知らせ、保護者からの相談にはきめ細やかに対応していることが記録から見てとれます。乳児期は個人差が大きい時期であるため、生理的欲求の充足や情緒の安定を図りつつ、乳児専用トイレやほふくコーナー、仕切り、サークルなどを設けて一人ひとりの子どもの状況に応じた保育が行われています。また、愛着関係が形成されるよう、喃語には応答的に関わり、授乳の際は抱いてゆったりと飲ませるなどの配慮が行われています。</p>		
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者との連絡を密に取り合いながら、一人ひとりの子どもについて日常の健康状態の把握をし、感染症の予防に努めるよう、配慮がなされています。自分の思いや要求を言葉で表したり、職員や友だちとの関わり方や言葉のやりとりを保育士がゆとりをもって見守ったり、励ましたり、仲立ちをしたりし、遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、関わりがなされています。探索活動が行いやすいよう、事前の下見や安全確認をして事故防止に努めつつ、季節にも応じた様々な遊びを取り入れています。</p>		
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>生活や遊びの中で様々な場面を通して約束やきまりを守り、友達と協力しクラスやグループ単位で自分たち自身で遊びなどを思考・計画し、活動ができるよう職員が仲立ちや見守り、時に手助けなどしつつ援助がなされています。数量や図形、文字などにも関心が持てるよう、生活や遊びの中に取り入れて楽しんでいます。地域の老人会を招待して出し物を披露したり、通常の参観日や英会話教室参観日、生活発表会で保護者に子どもの育ちや取組を見てもらう機会が設けられていたり、就学する小学校での授業体験や1日入学体験なども行われ、小学校以降の生活の基礎を培うような配慮がなされています。</p>		
A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>障害のある子どもの保育に関して必要な知識、情報を得るために、外部研修への参加や内部で同様の研修が毎年度定期的に行われています。それらの研修で得た知識や情報は研修参加者により記録に残され、職員会議などで全職員に対して共有が図られています。津山市が定期的に行っている5歳児健康調査事業において得られた、一人ひとりの子どもの発達状況や課題などは、保護者とも情報を共有し、必要に応じて医療機関との連携が行われています。障害や配慮を要する子どもに対しては職員を手厚く配置したり、タケヤリ教室という公認心理師の資格を持つ職員による発達支援のための教室(週1回)を行うなど、きめ細やかな配慮が行われています。</p>		

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 全体的な計画に保育時間が明記され、長時間保育や延長保育についての位置づけがなされています。延長保育の場合の引継ぎの際には、職員同士でその日の子どもの様子や家庭での状況などの伝達事項が正確に引継がれるよう、引継ぎ専用の様式を作成して用いるなどの工夫がなされています。保護者の仕事上の都合などで、保育時間が長くなった場合にも子どもや保護者が不安を抱くことがないように丁寧な対応や接遇がなされるよう、マニュアルなどが整備されています。</p>	
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 指導計画に小学校との連携や就学に向けた取組が記載され、子どもが小学校との交流会や小学校行事へ参加したり、職員が小学校と連携した連絡会や研修会へ参加するなどの取組が行われています。小学校へ送付する保育所児童保育要録には受審施設での子どもの育ちや発達の状況が細かく記録され、就学先の小学校に子どもの良さや全体像が伝わるような工夫や連携がなされています。保護者に対しても、就学への不安を個別に聞き取りをし、不安が取り除かれて小学校以降の生活に見通しが持てるよう意識した関わりがなされています。</p>	
A-1-(3) 健康管理	
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 子どもの健康状態を把握するための要点やノロウイルス、インフルエンザ、下痢、新型コロナウイルス、嘔吐など、それぞれ個別に基本的なマニュアルが整備されています。保護者との密接な連携も図られており、受審施設と家庭で情報共有しながら一人ひとりの子どもの健康状態を関係職員が把握し、共有することに組織的に取組んでいます。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関して、研修などで職員に知識を周知し、実際の保育においては、睡眠時にチェック表を用いて乳幼児の様子を把握するなどの配慮がなされています。保健計画や保健だよりが作成され、受審施設における子どもの健康に関する方針や取組について、保護者への周知が図られています。</p>	
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㉑・b・c
<p><コメント> 健康診断、歯科検診、発育測定がそれぞれ定期的実施され、一人ひとりの子どもの発育・発達状況や健康状態を記録に残し、個人健康管理表や職員会議などで職員間での共有が行われています。健康診断や歯科検診などの結果は保護者へ伝えられ、家庭との連携が図られています。歯科衛生士による歯磨き指導を実施したり、絵本、紙芝居などを通して、歯の大切さや体の健康について、子どもが関心を持てるよう援助する取組もなされています。発育の遅れなど、特異な点や気になることがあれば医療機関や行政機関などとも連携し、必要な措置を講じるなど、適切な対応が行われています。</p>	

A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもや慢性疾患等のある子どもに対しては、かかりつけ医や専門医の指示の下で、適切な対応が行われています。アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもの一人ひとりの状況や具体的な対応について、保護者からも十分な聴き取りを行い、職員同士で共有をし、組織的に対応する体制が整えられています。緊急対応マニュアルの整備や、アレルギーに関する内部や外部、webでの研修の機会が定期的、継続的に設けられ、学んだことは全職員で共有し、互いの学び合いも行われています。乳製品などのアレルギー除去食の代替として、ゼリーや小魚を用いるなどの対応が行われています。</p>		
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<p><コメント> 衛生的で温かな食事環境への配慮はもとより、食事が子どもたちにとって楽しみなものとなるよう、受審施設で季節ごとに栽培し収穫した野菜を献立に加えたり、手作りおやつを行うなど、食育に向けた体験なども通じて、子どもが「食」について関心を深められるような取組が行われています。保護者からの食に関する相談にも対応し、子どもの嗜好や好むレシピを栄養士から保護者に伝え、それを保護者が家庭で実際に調理し、子どもがよく食べるようになった事例があるなど、食べることの楽しみが育まれるような取組がなされています。食器は子どもの発達に応じて強化磁器も用いられており、落としても割れにくく、見た目や手触り、安全にも配慮されたものが使用されています。</p>		
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<p><コメント> 衛生管理を目的とした受審施設独自のマニュアルが整備され、それらの内容の検討や改善が定期的に行われています。栄養士や調理師の毎月の検便の実施や保育士、看護師の年6回の検便、ノロウイルス検査は、栄養士と調理師が10月～3月において毎月実施、保育士と看護師は12月に1回するなど、衛生管理が組織的、継続的、徹底的に行われています。調理師や栄養士は、子どもの食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたり、食事の進み具合や食べ方、感想、食事の雰囲気を確認し、食事の評価や改善につなげています。子どもの嗜好の把握や行事食、リクエストメニューの提供、季節感のある献立など、きめ細やかな工夫がなされており、結果として子どもの食べ残しが少なく、残食が減る良い結果につながっています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者との情報交換が、日々の登降園の際の対話や連絡帳で行われています。行事、懇談会に加え、保育参観や保育参加などの機会にも同様に行われ、職員との相互の理解を図る取組が行われています。また、保護者との情報交換の内容は記録をし、関係職員全員で共通理解として、共有され指導計画にも反映がなされています。保護者アンケートを毎年行い、受審施設の保育の内容や地域との交流、登降園のICT管理などについて、保護者の意向や思い、受審施設への理解度を把握したり、保護者会での奉仕作業の一環として受審施設の清掃をしてもらうなど、保護者と職員が直接関わる機会も設けられています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>連絡帳に保護者から子育ての悩みなどの記載があれば、関係職員で共有し支援する体制が整えられています。また、必要に応じて即座に施設長などが面談室で個別の面談の機会を設けるなど、組織として保護者を支援する体制が整えられています。加えて、受審施設と保護者との相談内容を記録し、会議などで共有し、子どもの様子や成長、頑張っていることなども保護者に伝えつつ、保護者との信頼関係が築かれるよう取組が行われています。保護者から相談を受けた保育士に対しては、施設長や主任保育士などが役割分担をして相談の内容や状況、課題に応じて支援や助言をする体制が整えられています。</p>		
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>虐待等権利侵害の早期発見・早期対応のための受審施設独自のマニュアルも整備されており、速やかに児童相談所等の関係機関につなげていけるような連携体制も整えられています。日頃から、関係機関との連携がなされており、ケース会議の記録からも詳細な支援の内容をうかがい知ることができます。施設内や外部で行われる虐待等権利侵害に関する研修への参加もなされ、研修の内容を全職員で共有し、各職員への早期発見や早期対応の意識づけが図られています。職員会議では、年4回気になる子どもについて、全職員で情報を共有し、必要な際は対応を協議する体制も整えられています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㊐・b・c
<p><コメント></p> <p>保育実践の振り返り(自己評価)が定期的実施されています。自己評価が職員同士で互いの学び合いや意識の向上などにつながるよう、個別に評価を行うだけでなく、職員相互の話合いの機会を設け、ひとりでは気付きにくい課題や良い点の確認にもつなげ、組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取組が行われています。職員同士での話合いや学び合いの機会としては、施設全体での会議と少人数単位で行う小グループ会議が定期的に設けられており、小グループではより深く学び合える点や経験の浅い職員が普段言いにくいことが言えたり、聞きにくいことが聞けるなどの利点にも繋がっています。</p>		